

千葉県告示第819号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和4年10月12日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年10月12日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
塩田町20号線	中央区塩田町472番4から 中央区塩田町474番1まで	前	4.00 ～4.10	9.0
		後	4.00 ～5.12	